

## 市有地を売払います(一般競争入札)

図管財契約課 ☎73-6626

### ●入札参加申込

入札参加申込書のほか、必要書類を持参して提出してください。

参加資格、必要書類は市ホームページまたは管財契約課にある募集要領でご確認ください。

※郵送やインターネットでの受付はできません。

### ●入札の日時・場所

☎5月8日(金)

物件①…午後1時30分、物件②…午後2時

図市役所 西有家庁舎 3階会議室

図管財契約課 ☎73-6626

※詳細はお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

### ●受付期間

4月1日(水)~27日(月) 午前8時30分~午後5時15分

### ●受付場所…管財契約課

※物件の引渡しは現状のまま行うため、事前に現地を十分確認してください。なお、希望者には現地説明を行いますので管財契約課まで連絡してください。



物件①…深江町



物件②…加津佐町

No.	物件の所在	地目	面積	最低売却価格
①	深江町丁字野頭7713番1	宅地見込	1,527.00㎡	6,800,000円
②	加津佐町丙字沼田84番地・93番	宅地見込	2,050.19㎡	21,800,000円

## 参加者募集! セミナリヨ授業再現事業

図地域づくり課 ☎73-6631

かつて、戦国時代の南島原に、イエズス会の中等教育機関「有馬のセミナリヨ」が創立され、13~14歳の少年たちが語学や音楽を学び、4人の少年たちがキリシタン大名の名代としてヨーロッパへ派遣されました。これが有名な天正遣欧少年使節です。

この少年使節の功績やセミナリヨなど地域の歴史を学ぶため、市内の中学生を対象に「セミナリヨ授業再現事業」を1泊2日の日程で開催します。

なお、この再現事業は「令和遣欧少年使節海外派遣事業」の選考会を兼ねており、参加者の中から派遣団員を選考しイタリアへ派遣します(日程などは派遣先との調整がつき次第決定します)。

※詳細は市ホームページをご覧ください。

☎5月30日(土)~31日(日) 図願心寺(北有馬町)ほか

定40人

図2,000円(食事代、保険料など)

図令和2年度現在で市内に住所を有する中学生

※ただし、過去に「平成(令和)遣欧少年使節海外派遣事業」および「天正遣欧少年使節ゆかりの地海外派遣事業」に選考された中学生については、いずれの事業も選考の対象となりません(セミナリヨ授業再現事業への参加は申し込みすることができます)。

☎4月30日(木)

図①市内の学校に在学する中学生

中学校へ申込書を配布しますので、学校を通じて申し込んでください。

②その他の中学生

参加申込書を地域づくり課へ提出してください。申込書は市ホームページからダウンロードしてください。



## こい何か知っちょる?

### 南島原の考古学



浦田遺跡から出土したドングリ

## うらだ ドングリ ~浦田遺跡(南有馬町)~

このドングリは、その辺で拾ってきたもの…ではなく、遺跡から出土したものです。

浦田遺跡では、直径1m程度の穴の中から、約200粒のドングリが生々しい姿のまま出土しました。

ドングリの年代分析をしたところ、約1,900年前の、弥生時代後期のものであることが分かっています。

なぜ2千年前ものドングリが原形を保っていられるのか、それは遺跡が保存されてきた環境に理由があります。

浦田遺跡は、その一帯がぬかるんだ水気の多い場所にある遺跡です。水分にパックされ、真空状態に近くなったことで、分解されずに保存されたということです。

遺跡からドングリが出土したことは、弥生時代の人たちがドングリを水に浸し、アク抜きや保存する方法を知っていたからこそ、現代に当時の姿を残しています。昔の人々の生きる知恵には、いつも驚かされるばかりです。

## 4月・5月の小企画

☎4月1日(水)~5月31日(日)

※休館日: 毎週火曜日

午前9時~午後5時(入館は午後4時30分まで)

図深江埋蔵文化財・噴火災害資料館

図一般…200円、高校生…150円、

中学生以下…無料 \*団体割引あり

※企画展は入館料のみでご覧いただけます。

図文化財課 ☎73-6705

※行事・イベント・講座などについて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、やむを得ず延期または中止になる場合がありますので、各担当部署へご確認ください。

## 交通災害共済に加入しましょう

図防災課 ☎73-6622

市町村交通災害共済の加入申し込みの受付を行っています。もしもの時のため、家族そろって加入しましょう。

### ●交通災害共済制度とは

加入者が交通事故にあわれた場合に災害見舞金を受け取ることができる制度です。

### ●交通事故とは

国内で自動車、汽車、電車、原動機付自転車、自転車(16インチ以上)、定期旅客船、旅客機などの接触、衝突、転覆などによる事故です。

### ●加入できる人は

市に住民登録(または外国人登録)している人。また、就学のために一時転出している人も加入できます。

### ●共済掛金は

1人につき500円です(納められた掛金は、原則として返還しません)。

### ●共済期間は

4月1日から3月31日までの1年間です(ただし、年度途中で申し込みをした人は、申込日から令和3年3月31日までです)。

### ●加入申込方法は

「加入申込書兼納付書」に必要事項を記入し、掛金を添えて各支所へ提出してください(申込用紙は窓口にあります)。

### ●注意事項

自殺・無免許運転・酒酔い運転・故意または重大な過失・天災などが原因で起きた事故の場合は、見舞金の対象となりません。また、医師の指示に従わなかった場合や不正・法令違反の場合は見舞金の全部または一部が支払われません。

